

定 款

社団法人

三重県産業廃棄物協会

社団法人 三重県産業廃棄物協会

定 款 目 次

第1章	総	則	-----	1							
第2章	会	員	-----	1							
第3章	役	員	-----	3							
第4章	総	会	-----	4							
第5章	理	事	会	-----	6						
第6章	委	員	会	及	び	支	部	-----	7		
第7章	財	産	及	び	会	費	-----	7			
第8章	定	款	の	変	更	及	び	解	散	-----	8
第9章	事	務	局	-----	9						
第10章	補	則	-----	9							
附	則	-----	9								

社団法人 三重県産業廃棄物協会定款

平成 4 年 1 月 24 日制定

平成 7 年 3 月 31 日変更

平成 11 年 3 月 19 日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、社団法人 三重県産業廃棄物協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を三重県四日市市鶴の森 1 丁目 2 番 19 号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、産業廃棄物を主とする廃棄物の適正な処理及び再生利用・再資源化についての調査研究、研修、指導及び普及等を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって県民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 廃棄物の適正処理及び再生利用・再資源化に関する指導、相談及び調査研究事業
- (2) 廃棄物の適正処理及び再生利用・再資源化に関する普及啓発事業
- (3) 廃棄物の適正処理及び再生利用・再資源化に関する情報提供事業
- (4) 産業廃棄物の適正処理及び再生利用・再資源化に関する研修事業
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導及び相談事業
- (6) 産業廃棄物の適正処理に関する公益法人からの受託事業
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」

という。)の規定に基づき、三重県知事の許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理も若しくは再生を行う者又は三重県内で産業廃棄物を排出する事業者であつて、本法人の目的に賛同して入会した個人若しくは法人

(2) 賛助会員 前項以外の産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物関連業者等で、本法人の目的に賛同して入会した個人又は法人又は団体

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 許可又は指定の取り消し処分を受けたとき。
- (6) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規程に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 法に違反し、その他本法人の信用を失う行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。ただし、第7条の規定に基づき、予納された入会金については、本法人が入会を認めなかった場合に限り返還する。なお、利息は付けない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本法人に、次の役員を置く。

理事 15人以上20人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任するものとし、選任の方法は別に総会において定める。

2 正会員でない理事及び監事の数、理事については2人、監事については1人を超えることができない。

3 理事は互選により、会長、副会長及び専務理事を選任する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

(職務)

第14条 会長は、本法人を代表しその業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序によってその職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本法人の常務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わることはできない。

(権能)

第20条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合いあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規程を適用する。この場合において、これらの規程中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれの「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会及び支部

(委員会)

第34条 本法人に理事会の議決により委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、本法人の事業を推進するため、会長の諮問を受けて企画、調査、立案その他の業務を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(支部)

第35条 本法人に、理事会の議決により県内の必要な地域ごとに支部を置く事ができる。

- 2 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本法人の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会において3分の2以上の議決を経て、三重県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会

長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に三重県知事に報告しなければならない。この場合において資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第42条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、三重県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第43条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、三重県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 本法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、三重県知事の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、三重県知事の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 本法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 4 本法人の設立初年度の会計年度は、第 43 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。